

東海地区オリエンテーリングクラブ連絡協議会 会則

- 第1条 (名称) 本会は、東海地区オリエンテーリングクラブ連絡協議会と称する。
- 第2条 (事務局) 本会は、事務局を会長宅に置く。
- 第3条 (目的) 本会は、クラブ相互の親睦と友好を図るとともに、オリエンテーリングの普及に寄与することを目的とする。
- 第4条 (活動) 本会は、前条の目的を達成させるために、次の活動を行う。
① 定例会
② 本会主催の行事の開催
③ 関係諸団体との交流と情報交換
④ その他、普及推進に関する必要事項
- 第5条 (会員の資格) ① 東海四県 (愛知、岐阜、三重、静岡) の学校、職場、一般のクラブとする。
② その他
- 第6条 (会費) 会費は、年額1、000円とする。但し必要に応じ、臨時会費を徴収する。
- 第7条 (役員) 本会に次の役員を置く。
① 会長、副会長、会計、書記、会計監査
② 役員は定例会において選出し、任期は1年とする。但し、再任は妨げない
③ 役員は、議事運営のために役員会を開くことができる
④ 役員の任期は毎年4月より翌年3月までを原則とする
- 第8条 (役員活動費) 役員には活動費を支払うことができる。
- 第9条 (定例会) 定例会は年3回以上開催し、必要に応じ、活動報告及び会計報告を行う。
- 第10条 (会則の修正) 定例会において出席者の過半数の同意をもって改正する。
- 補則 1. この会則は昭和52年1月22日施行とする
2. 昭和56年2月 7日一部修正
3. 昭和62年4月 4日一部修正
4. 平成 4年4月 4日一部修正
5. 平成11年4月24日一部修正
6. 平成22年4月18日一部修正
7. 平成24年4月 7日一部修正